

長崎労働局「働き方改革」推進本部設置要綱

1 目 的

本県は、過去において年間総実労働時間数が3年連続して全国最長を記録するなど長時間労働の実態にあり、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍促進、若者の県外流出抑止等の観点から、改善のため県民意識の啓発が必要であるとして、県内労使団体や長崎県と連携してシンポジウムの開催等に取り組んできたところである。それらの効果もあって、平成25年における本県の年間総実労働時間は1,799時間と初めて1,800時間を下回り、全国で中程度の順位になったが、一般（フルタイム）労働者に限れば今なお全国でも低位にあり、また、完全週休2日制の導入率や年休の取得率が低いことを原因として年間出勤日数が全国平均より約12日多いなど、更なる改善が求められる状況にある。

全国的にも、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府として喫緊かつ重要な課題となっている。

こうしたことから、個々の企業における労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業・終業時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度の導入など、従来の、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、各種団体や企業トップへの働きかけや気運の醸成を図る必要がある。

2 設 置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、局内に「長崎労働局『働き方改革』推進本部」（以下「本部」という。）を設置する。

3 構成メンバー

- (1) 本部長 労働局長
- (2) 副本部長 総務部長、雇用環境・均等室長、労働基準部長、職業安定部長
- (3) 本部員 監督課長、職業安定課長、雇用環境改善・均等推進監理官
その他、必要に応じ労働局長が指名した者
- (4) 事務局 雇用環境・均等室

4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業への働きかけ

- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

5 会 議

労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

平成27年	1月	5日	制定
平成27年	5月	15日	改定
平成28年	6月	28日	改定